

規制対象物質一覧

注1：禁止物質が閾値の50%以上含有している場合は、含有原因及び禁止物質が閾値を越えない管理方法の説明資料を提出する事。
注2：PRTR法該当物質、GADSL該当物質、REACH SVHCで本一覧表に掲載されない化学物質については「管理物質」と同じ管理を行なう事。
REACH SVHCについては、「規制対象物質一覧 EU REACH規則 SVHC」に示す。
注3：本一覧表に掲載されない化学物質でも、条約・法・条例・業界指針等で規定されている場合はそれらを完全に順守する事。
注4：本一覧表に掲載されない化学物質でも、顧客要求によりその顧客向けに限定した使用禁止物質として扱う場合がある。
注5：環境負荷物質に関する顧客要求閾値が本一覧表に定める閾値未満の場合は、個別に対応する事とする。

制定日：2007年8月20日
改定日：2025年4月8日

No.	物質名	化学物質番号 (CAS No.)	管理分類 ○：該当 △：顧客要請で該当						顧客要求	許容濃度及び適用限定	備考	
			使用 禁止 物質	全 廃 物質	期 限		管 理 物 質	特 別 管 理 物 質				
					年	月						*3
1	カドミウム及びその化合物	—	○						○	[許容濃度： 5ppm未満] プラスチック・インク・ゴム・塗料	重金属／ELV指令／RoSH2、REACH SVHC、PRTR(1-75)	
			○						○	[許容濃度： 20ppm未満] 半田		
			○						○	[許容濃度： 50ppm未満] 金属材料、および上記以外の材質		
			○					○	[許容濃度： 鉛、カドミウム、水銀、クロム(VI)の合計値100ppm未満]包装用途 RoSH除外規定にあたるものはRoSH指令に従う			
2	鉛及びその化合物	—	○						○	[許容濃度： 50ppm未満]プラスチック・インク・ゴム・塗料(包装用途、金属、セラミック以外)	重金属／ELV指令／RoSH2、PRTR(1-304、1-305)	
			○						○	[許容濃度：非意図的含有1000ppm未満]金属、セラミック		
			○						○	[許容濃度： 鉛、カドミウム、水銀、クロム(VI)の合計値100ppm未満]、包装用途 RoSH除外規定にあたるものはRoSH指令に従う		
			△					○	有鉛はんだおよびその原料(めっき、クリームはんだ他)			
3	水銀及びその化合物	—	○						○	[許容濃度：非意図的含有5ppm未満]RoSH除外規定以外の用途	重金属／ELV指令／RoSH2、PRTR(1-237)	
			○						○	[許容濃度： 鉛、カドミウム、水銀、クロム(VI)の合計値100ppm未満]包装用途 RoSH除外規定にあたるものはRoSH指令に従う		
							○					
4	クロム(VI)化合物(六価クロム化合物)	—	○						○	[許容濃度： 500ppm未満]包装用途以外	安衛法／重金属／ELV指令／RoSH2、PRTR(1-88)	
			○						○	[許容濃度： 鉛、カドミウム、水銀、クロム(VI)の合計値100ppm未満]包装用途 RoSH除外規定にあたるものはRoSH指令に従う		
5	ポリブロモビフェニル(PBB)類	—	○						○	[許容濃度： 非意図的含有100ppm未満]	有機臭素系化合物／RoSH2、化審法	
6	ポリブロモジフェニルエーテル(PBDE類)類	—	○						○	[許容濃度： 非意図的含有100ppm未満]	有機臭素系化合物／RoSH2、化審法	
60-1)	フタル酸ジブチル (DBP)	84-74-2	○					○		製品主資材、包装材については使用禁止物質(合計で0.1wt%以下) 副資材については管理物質	REACH SVHC、デンマーク・フタル酸エステル規制、RoSH2、PRTR(1-354)	
60-2)	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP)	117-81-7	○					○			REACH SVHC、デンマーク・フタル酸エステル規制、RoSH2、PRTR(1-355)	
60-3)	フタル酸ベンジルブチル (BBP)	85-68-7	○					○			REACH SVHC、デンマーク・フタル酸エステル規制、RoSH2、PRTR(1-356)	
60-9)	フタル酸ジイソブチル (DIBP)	84-69-5	○					○			REACH SVHC、デンマーク・フタル酸エステル規制、RoSH2	
8	ポリ塩化ビフェニル(PCB)および特定代替品	1336-36-3	○							○	[検出されないこと(0.1ppm未満)]	有機塩素系化合物／化審法、PRTR(1-406)
		76253-60-6 81161-70-8 99688-47-8	○							○	[意図的使用禁止]	REACH付属書X VII
8	ポリ塩化ナフタレン(PCN)(塩素数1以上のもの)	—	○							○	[許容濃度： 非意図的含有5ppm未満]潤滑油、塗料	有機塩素系化合物／化審法(塩素数が2以上)
9	塩化パラフィン(OP) (炭素鎖長10-13、塩素含有量50wt%以上の短鎖型塩化パラフィン) (炭素鎖長14-17、中鎖型塩化パラフィン)	—	○							○	[許容濃度： 非意図的含有300ppm未満]	有機塩素系化合物、REACH SVHC、PRTR(1-72)
		85535-85-9	○							○		
10	マイレックス (Mirex)	2385-85-5	○							○	難燃剤、殺虫剤、かび防止剤など全ての用途	有機塩素系化合物／化審法
11	テトラブロモビスフェノールA(TBBP-A)	79-94-7	○							○	[許容濃度：非意図的含有1000ppm未満]	臭素系難燃剤 (重合物は、「その他の有機臭素系化合物」とする。)
12	その他の有機塩素系化合物 (ハロゲンフリー関係物質、塩素系難燃剤を含む)	—	○							○	ハロゲンフリー要求個別品 (Cl:900ppm以下、Br:900ppm以下、Cl+Br:1500ppm以下) その他	有機塩素系化合物
	トリクロサン	3380-34-5						○		○	—	消毒薬
	α-ヘキサクロシクロヘキサン、β-ヘキサクロシクロヘキサン、γ-ヘキサクロシクロヘキサクロルデコン	—	○							○	—	BHC、農薬、化審法
	143-50-0	○								○	—	農薬、化審法
13	無機塩素系化合物(ハロゲンフリー関係物質)	—	○							○	ハロゲンフリー要求個別品 (Cl:900ppm以下、Br:900ppm以下、Cl+Br:1500ppm以下) その他	無機塩素系化合物
14	ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD) 全主要ジアステロ異性体	25637-99-4、 3194-55-6、 134237-50-6、 134237-51-7、 134237-52-8	○							○	[意図的使用禁止]	臭素系難燃剤、化審法、REACH SVHC
15	その他の有機臭素系化合物 (ハロゲンフリー関係物質、臭素系難燃剤を含む)	—	○							○	ハロゲンフリー要求個別品 (Cl:900ppm以下、Br:900ppm以下、Cl+Br:1500ppm以下) その他	有機臭素系化合物
16	無機臭素系化合物(ハロゲンフリー関係物質)	—	○							○	ハロゲンフリー要求個別品 (Cl:900ppm以下、Br:900ppm以下、Cl+Br:1500ppm以下) その他	無機臭素系化合物
17	トリブチルスズオキシド(TBTO)	56-35-9	○							○	—	化審法、REACH SVHC
18	三置換有機スズ化合物(トリブチルスズ(TBT)化合物、トリフェニル(TPT)化合物を含む)	—	○							○	—	化審法
19	ジブチルスズ(DBT)化合物	—	○							○	[許容濃度:1000ppm未満(スズ換算)]	—
20	ジオクチルスズ(DOT)化合物	—	○							○	[許容濃度:非意図的含有1000ppm未満(スズ換算)] 以下の用途に限定して禁止 ・皮膚に触れる繊維 ・壁、フロアカバー ・2成分室温硬化モールドキッド(RTV-2モールドキッド)	—
21	ジクロロベンジジン及びその塩	—	○							○	—	安衛法
22	α-ナフチルアミン及びその塩	—	○							○	—	安衛法
23	o-トリジン及びその塩	—	○							○	—	安衛法、PRTR(1-231)
24	石綿(アスベスト)	—	○							○	—	安衛法、PRTR(1-33)
25	ジアニジン及びその塩	—	○							○	—	安衛法
26	ヘキサフルオロ及びその化合物(酸化ヘキサフルオロを除く)	—	○							○	[許容濃度： 1000ppm未満]	安衛法、PRTR(1-394)
27	酸化ベリリウム	1304-56-9	○							○	—	PRTR(1-394)
28	ベンゾトリクロリド	98-07-7	○							○	—	安衛法、PRTR(1-397)
29	エチレンイミン	151-56-4	○							○	—	安衛法、PRTR(1-54)
30	塩化ビニル(モノマー)	75-01-4	○							○	—	安衛法、PRTR(1-94)
31	オーラミン	2465-27-2	○							○	—	安衛法
32	クロロメチルメチルエーテル	107-30-2	○							○	—	安衛法
33	ベンゼン	71-43-2	○							○	—	安衛法、PRTR(1-400)
34	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	101-14-4	○							○	—	安衛法、PRTR(1-160)、REACH SVHC
35	ニッケルカルボニル	13463-39-3	○							○	—	安衛法
36	β-フロピオラクトン	57-57-8	○							○	—	安衛法

No.	物質名	化学物質番号 (CAS No.)	管理分類 ○: 該当 △: 顧客要請で該当							許容濃度及び適用限定	備 考	
			使用 禁 止 物 質	全 廃 物 質	期 限		管 理 物 質	特 別 管 理 物 質	顧 客 要 求			
					年	月						*3
37	p-ジメチルアミ/アゾベンゼン	60-11-7	○					○	—	使用禁止物質: 購入(支給品及び指定品含む)、持ち込み、使用及び製品含有が不可の物質 全廃物質: 指定期限までに全廃が必要な物質 *1: 労働安全衛生法「特定化学物質等障害予防規則」 ○=特別管理物質(23) *2: ○=会社で管理同意		
38	マゼンダ	632-99-5	○					○	—			
39	コールタール	—	○					○	—			
40	アゾ化合物及び芳香族アミン類(※別表1)	—	○						○	分解によって別表の特定アミンを発生する可能性のあるアゾ色素であって人体に持続的に触れる機能として作られた製品の人体接触部分 [許容濃度: 合計 30ppm未満]	EU指令(76/769/EEC)	
41	ポリ塩化ビニル(PVC)及びその混合物	—	○						○	対象: 主資材、包装材 * 他に代替材が無く、工程内で使用する製品以外の製品に混入、接触しない管理方法が確立できているものについては適用除外とする。 副資材関係 製造時使用	—	
42	オゾン層破壊物質(ODS) CFC(クロロフルオロカーボン) HCFC(ハイドクロロフルオロカーボン) 1,1,1-トリクロロエタン(メチルクロロホルム) 臭化メチル(メチルブロマイド) 四塩化炭素	—	—						—	製造時使用	オゾン層破壊物質	
		—	○						○	—	—	
		—	○						○	—	PRTR(1-185)	
		71-55-6	○						○	—	PRTR(1-279)	
		74-83-9	○						○	—	PRTR(1-386)	
43	フッ素系温室効果ガス(HFC、PFC、SF6)	—	○						○	製造時使用(ただし冷媒用途は除く)	—	
44	塩素系有機溶剤 1,1,2-トリクロロエタン 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン 塩化メチレン クロホルム トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ペンタクロロエタン 1,1,1,2-テトラクロロエタン 1,1,2,2-テトラクロロエタン	—	—						—	製造時使用	塩素系有機溶剤	
		79-00-5	○						○	—	PRTR(1-280)	
		107-06-2	○						○	—	PRTR(1-157)、REACH SVHC	
		75-35-4	○						○	—	PRTR(1-158)	
		540-59-0	○						○	—	—	
		75-09-2	○						○	—	PRTR(1-186)	
		67-66-3	○						○	—	—	
		79-01-6	○						○	—	PRTR(1-127)、REACH SVHC	
		127-18-4	○						○	—	PRTR(1-281)	
		76-01-7	○						○	—	PRTR(1-262)	
45	ハロゲン化ジフェニルメタン モノメチルテトラクロロジフェニルメタン モノメチルジクロロジフェニルメタン モノメチルジブロモジフェニルメタン	—	—						—	—		
		76253-60-6	○						○	—	—	
		81161-70-8	○						○	—	—	
		99688-47-8	○						○	—	—	
46	アンチモン及びその化合物 (ハロゲンフリー関係物質)	—	○						○	ハロゲンフリー要求個別品(Sb: 700ppm以下) その他	PRTR(1-31)	
47	ポリ塩化ターフェニル(PCT)類	—	○						○	[許容濃度: 5ppm未満]		
48	ポリ臭素化ターフェニル(PBT)類	—	○						○	[許容濃度: 1000ppm未満]		
49	ペンタクロロフェノール類	—	○						○		化審法、PRTR(1-404)	
50	フルオロ酢酸類	—	○						○			
51	有機燐化合物(※別表2)	—	○						○			
52	ヘキサクロロベンゼン	118-74-1	○						○		化審法	
53	黄燐	12185-10-3, 7723-14-0	○						○			
54	赤燐	7723-14-0	○						○	ハロゲンフリー要求個別品(1000ppm以下)		
55	2,4,6-トリターシャリーブチルフェノール	732-26-3	○						○		化審法	
56	4-ニトロジフェニル及びその塩	—	○						○			
57	オクタメチルピロホスホアルミド	152-16-9	○						○			
58	ビス(クロロメチル)エーテル	542-88-1	○						○			
59	燐化アルミニウム	20859-73-8	○						○		PRTR(1-456)	
61	放射性物質	—	○						○			
62	ビスマス及びその化合物	—						○	○			
63	ニッケル及びその化合物	—	○						○	肌に直接、長時間接触するパーツ	PRTR(1-308、1-309)	
								○	○	粉状の物		
64	セレン及びその化合物	—						○	○		PRTR(1-242)	
65	マグネシウム	7439-95-4						○	○			
66	銅及びその化合物	—						○	○		PRTR(1-272: 銅水溶性塩(錯塩を除く))を含む	
67	金及びその化合物	—						○	○			
68	パラジウム及びその化合物	—						○	○			
69	銀及びその化合物	—						○	○		PRTR(1-82)	
70	ダイオキシン類	—	○						○		PRTR(1-243)	
71	シアン化合物(ニトリル類を除く)	—	○					○	○		金めっきの用途については適用除外(管理物質)、PRTR(1-144: 無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く))	
72	ホルムアルデヒド(ホルマリン)	50-00-0	○						○	対象: 主資材 [許容濃度: 300ppm未満]	安衛法、放出規制物質、PRTR(1-411)	
73	クロム化合物(六価クロム、金属クロム以外)	—						○	○			
74	ホウ素およびその化合物	—						○	○		PRTR(1-405)	
75	コバルト及びその化合物(硫酸コバルト)	—						○	○		PRTR(1-132)	
76	テルル及びその化合物	—						○	○			
77	タリウム及びその化合物	—						○	○			
78	バナジウム及びその化合物	—						○	○		PRTR(1-321)	
79	バリウム及びその化合物	—						○	○			
80	マンガン及びその化合物(過マンガン酸カリウム)	—						○	○		PRTR(1-412)	
81	モリブデン及びその化合物	—						○	○		PRTR(1-453)	
82	亜鉛及びその化合物(水溶性)	—						○	○		PRTR(1-1)	
83	リチウム及びその化合物	—						○	○			
84	キシレン	1330-20-7						○	○		PRTR(1-80)	
85	トルエン	108-88-3						○	○		PRTR(1-300)	
86	フェノールモノマー	108-95-2						○	○		PRTR(1-349)	
87	砒素及びその化合物(ヒ素)	—	○							○	[許容濃度: 50ppm未満](半導体・LED用途、金属合金以外)	安衛法、PRTR(1-322)
			○								[許容濃度: 1000ppm未満](金属合金)	
			○								[許容濃度: 2ppm未満](木製品の防腐剤)	
								○			半導体・LED用途	
88	パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びその塩 パーフルオロオクタンスルホン酸フルオリド(PFOSF)	—	○							○	[許容濃度] 10ppm未満、非意図的含有 部品 1 μg/m2未満 繊維、コーティングされたもの	EU指令(76/769/EEC)、PRTR(1-396)、化審法
		307-35-7	○									化審法
89	パーフルオロオクタン酸(PFOA)、その塩及びPFOA関連物質	—	○							○	[許容濃度] 非意図的含有 ・PFOAおよびその塩: 25ppb未満 ・1つまたは複数のPFOA関連物質の組み合わせ: 濃度合計が1000ppb(1ppm)未満	EU指令(76/769/EEC)、REACH付属書XVII
90	ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン	87-68-3	○							○		化審法
91	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	3846-71-7	○							○		化審法、REACH SVHC
92	天然ゴム	—	○							○	対象: 主資材 (意図的使用禁止)	
93	アジ化ナトリウム	26628-22-8	○							○		PRTR(1-11)
			○							○	[許容濃度: 1000ppm未満]	

No.	物質名	化学物質番号 (CAS No.)	管理分類 ○:該当 △:顧客要請で該当							許容濃度及び適用限定	備 考	
			使用 禁 止 物 質	全 廃 物 質	期 限		管 理 物 質	特 別 管 理 物 質	顧 客 要 求		使用禁止物質:購入(支給品及び指定品含む)、持ち 込み、使用及び製品含有が不可の物質 全廃物質:指定期限までに全廃が必要な物質	*1:労働安全衛生法「特定化学 物質等障害予防規則」 ○=特別管理物質(23) *2: ○=会社で管理同意
					年	月						
94	塩化コバルト(Ⅱ)	7646-79-9	○ ○						○ ○	乾燥剤(シカケル等)に使用される湿度指示薬 (意図的使用禁止) 湿度インジケータ(塩化コバルトを紙などに含浸させたタイプのもの) [許容濃度:1000ppm未満](成形成品中)	REACH SVHC	
95	過塩素酸塩	7791-03-9 7601-89-0 7778-74-7 7790-98-9 10034-81-8	○						○	[許容濃度: 部品中 合計 0.1ppm未満]	米国カリフォルニア州法	
96	2-メタキシエタノール	109-86-4	○						○	[許容濃度: 1000ppm未満]	GADSL classification P、PRTR(1-58)、REACH SVHC	
97	N-ニトロソジメチルアミン	62-75-9	○						○		GADSL classification P	
98	ペンタクロロベンゼン	608-93-5	○						○		GADSL classification P、化審法	
99	テトラクロロベンゼン	12408-10-5 84713-12-2 634-66-2 634-90-2 95-94-3	○						○		GADSL classification P	
100	多環芳香炭化水素類(PAHs)(※別表4)	—	○						○	対象:皮膚接触用途	ドイツ機器・製品安全法	
101	フマル酸ジメチル	624-49-7	○						○	[許容濃度: 非意図的含有0.1ppm未満]	2009/251/EC(委員会決定)	
102	ビスフェノールA	80-05-7	○						○	[許容濃度: 50ppm未満]	PRTR(1-37)	
103	N,N'-ジトリル-p-フェニレンジアミン	27417-40-9	○						○		化審法	
104	2-アミノエタノール	141-43-5					○				PRTR(1-20)	
105	塩化第二鉄	7705-08-0					○				PRTR(1-71)	
106	1,4-ジオキサン	123-91-1					○				PRTR(1-150)	
107	N,N-ジメチルホルムアミド	68-12-2	○						○	[許容濃度: 1000ppm未満]	PRTR(1-232)、REACH SVHC	
108	ヒドロキノン	123-31-9					○				PRTR(1-336)	
109	ノルマル-ヘキサン	110-54-3	○						○	製造時使用	PRTR(1-392)	
110	ペルオキシ二硫酸の水溶性塩	—					○				PRTR(1-395) 過硫酸アンモニウム、過硫酸ナトリウム、他	
111	タンタル	7440-25-7					○		○		レアメタル	
112	ガリウム	7440-55-3					○		○		レアメタル	
113	ノニルフェノール/ノニルフェノールエトキシレート類	—	○						○	[意図的使用禁止]	PRTR(1-320)、REACH付属書XVII	
114	N-フェニルベンゼンアミンとスチレン、2,4,4-トリメチルペンテンの反応物(BNST)	68921-45-9	○						○	対象:主資材 [許容濃度: 0.1wt%未満]	GADSL classification D/P 酸化防止剤	
115	メチルフェノール化合物	95-48-7 106-44-5 108-39-4 1319-77-3	○						○	[許容濃度: 合計10ppm未満]	カナダ環境保護法、1999年	
116	REACH SVHC 第1-31次	—	○						○	[許容濃度: 1000ppm未満] 事前に メクテック が承認したのでない限り全資材に適用	付属書3別紙1参照	
117	ビスフェノールF、ビスフェノールS	620-92-8, 2467-02-9, 1333-16-0, 80-09-1					○		○	100ppm		
118	臭化n-プロピル(nPB)	106-94-5					○		○	100ppm		
119	アミノエチルエタノールアミン	111-41-1					○		○			
120	リン化インジウム	22398-80-7					○		○			
121	ペルフルオロアルキル物質と ポリフルオロアルキル物質(PFAS)	—					○		○		1つ以上のペルフルオロアルキル部分、-CnF2n+1を持つ物質	
122	炭素数9から14のパーフルオロカルボン酸(C9-C14 PFCAs)とその塩及びC9-C14 PFCA関連物質	—	○						○	・C9-C14 PFCAs (塩を含む)の場合、25ppb未満。 ・1つまたは複数のC9-C14 PFCA関連物質の組み合わせの場合、濃度合計が260ppb未満。		
123	メキシクロル	72-43-5	○						○	[意図的使用禁止]	化審法 第一種特定化学物質	
124	デクロランプラス (ドデカクロロドデカヒドロジメタノジベンゾシクロオクテン)	13560-89-9	○						○	[意図的使用禁止]	化審法 第一種特定化学物質	
125	UV-328	25973-55-1	○						○	[意図的使用禁止]	化審法 第一種特定化学物質	
126	PFHxS関連化合物(※別表5)	—	○						○	・PFHxS またはその塩のいずれかの含有重量は、0.0000025%以下にすること ・PFHxS関連化合物の濃度の重量合計が、0.0001%以下にすること	EU POPs規則	

※1 アゾ化合物及び芳香族アミン類:EU指令(76/769/EEC第19次修正指令より)

No.	物質名(アゾ化合物 No.40)	CAS No.	禁	全	期限	管	一	客		
40-1)	4-アミノアゾベンゼン	60-09-3	○					○	分解によって別表の特定アミンを発生する可能性のあるアゾ色素であって人体に持続的に触れる機能として作られた製品の人体接触部分 [許容濃度: 合計 30ppm未満]	REACH SVHC
40-2)	o-アジジン	90-04-0	○					○		REACH SVHC、PRTR(1-17)
40-3)	2-ナフチルアミン	91-59-8	○					○		
40-4)	3,3'-ジクロロベンジジン	91-94-1	○					○		PRTR(1-180)
40-5)	4-アミノジフェニル	92-67-1	○					○		REACH SVHC
40-6)	ベンジジン	92-87-5	○					○		
40-7)	o-トルイジン	95-53-4	○					○		REACH SVHC、PRTR(1-299)
40-8)	4-クロロ-o-トルイジン	95-69-2	○					○		
40-9)	2,4-トルエンジアミン	95-80-7	○					○		REACH SVHC
40-10)	o-アミノアトルエン	97-56-3	○					○		REACH SVHC
40-11)	2-アミノ-4-ニトロトルエン、5-ニトロ-o-トルイジン	99-55-8	○					○		
40-12)	4,4'-メチレンビス-(2-クロロアニリン)	101-14-4	○					○		REACH SVHC、PRTR(1-160)
40-13)	4,4'-ジアミノジフェニルメタン	101-77-9	○					○		REACH SVHC、PRTR(1-446)
40-14)	4,4'-オキシジアニリン	101-80-4	○					○		REACH SVHC、PRTR(1-143)
40-15)	p-クロロアニリン	106-47-8	○					○		PRTR(1-89)
40-16)	3,3'-ジメチルベンジジン	119-90-4	○					○		
40-17)	3,3'-ジメチルベンジジン	119-93-7	○					○		PRTR(1-231)
40-18)	p-クレジジン	120-71-8	○					○		REACH SVHC、PRTR(1-451)
40-19)	2,4,5-トリメチルアニリン	137-17-7	○					○		
40-20)	4,4'-チオジアニリン	139-65-1	○					○		
40-21)	2,4-ジアミノアニソール	615-05-4	○					○		PRTR(1-142)
40-22)	3,3'-ジメチル-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	838-88-0	○					○		REACH SVHC
40-23)	2,4-ジメチルアニリン	95-68-1	○					○		PRTR(1-214)
40-24)	2,6-ジメチルアニリン	87-62-7	○					○		PRTR(1-215)

※2有機燐化合物

No.	物質名(有機燐化合物 No.51)	CAS No.	禁	全	期限	管	客		
51-1)	ジエチルパラニトロフェニルチオフォスフェイト	56-38-2	○				○	[意図の使用禁止]	パラチオン
51-2)	ジエチル-(ジエチルアミド-1-クロルクロトニル)フォスフェイト	13171-21-6	○				○	[意図の使用禁止]	フォスファミドン
51-3)	ジメチルエチルメルカプトエチルチオフォスフェイト	8022-00-2	○				○	[意図の使用禁止]	メチルジメトン
51-4)	ジメチルパラニトロフェニルチオフォスフェイト	298-00-0	○				○	[意図の使用禁止]	メチルパラチオン
51-5)	O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート	2104-64-5	○				○	[意図の使用禁止]	EPN PRTR(1-48)
51-6)	テトラエチルピロフォスフェイト	107-49-3	○				○	[意図の使用禁止]	TEPP
51-7)	トリス(2,3-ジブロモプロピル)フォスフェート	126-72-7	○				○	[意図の使用禁止]	難燃剤 EU指令(76/769/EEC)
51-8)	トリス(1-アジリジニル)ホスフィンオキシド	545-55-1	○				○	[意図の使用禁止]	難燃剤 EU指令(76/769/EEC)

No.	物質名	化学物質番号 (CAS No.)	管理分類 ○: 該当 △: 顧客要請で該当							許容濃度及び適用限定	備 考
			使用 禁止 物質	全 廃 物質	期 限		管 理 物 質	特 別 管 理 物 質	顧 客 要 求		使用禁止物質: 購入(支給品及び指定品含む)、持ち込み、使用及び製品含有が不可の物質 全廃物質: 指定期限までに全廃が必要な物質
					年	月					
51-9)	ポリリン酸アンモニウム	68333-79-9	○						○	[許容濃度: 1000ppm以下]	難燃剤
51-10)	トリブトキシエチルフォスフェイト	78-51-3	○						○	[許容濃度: 1000ppm以下]	難燃剤
51-11)	リン酸トリフェニル	115-86-6	○						○	[許容濃度: 1000ppm以下]	難燃剤 PRTR(1-461)
51-12)	メチルホスホン酸ジメチル	756-79-6	○						○	[許容濃度: 1000ppm以下]	難燃剤
51-13)	エチルホスホン酸ジエチルエステル	78-38-6	○						○	[許容濃度: 1000ppm以下]	難燃剤
51-14)	レジノールビス(ジフェニルフォスフェイト)	57583-54-7	○						○	[許容濃度: 1000ppm以下]	難燃剤
51-15)	サイクリックホスフォナイトエステル	61840-22-0	○						○	[許容濃度: 1000ppm以下]	難燃剤
51-16)	ビス(2-ヒドロキシエチル)アミノメチルホスホン酸ジエチル	2781-11-5	○						○	[許容濃度: 1000ppm以下]	難燃剤
51-17)	クレシルジフェニルフォスフェイト	26444-49-5	○						○	[許容濃度: 1000ppm以下]	難燃剤
51-18)	オクチルジフェニルフォスフェイト	115-88-8	○						○	[許容濃度: 1000ppm以下]	難燃剤
51-19)	トリス(2-エチルヘキシル)フォスフェイト	78-42-2	○						○	[許容濃度: 1000ppm以下]	難燃剤 PRTR(1-458)
51-20)	トリオクチルフォスフェイト	1806-54-8	○						○	[許容濃度: 1000ppm以下]	難燃剤
51-21)	トリエチルフォスフェイト	78-40-0	○						○	[許容濃度: 1000ppm以下]	難燃剤 PRTR(1-459)
51-22)	リン酸トリス(2-クロロエチル) (TCEP)	115-96-8	○						○	[許容濃度: 非意図的含有1000ppm以下]	難燃剤、REACH SVHC、(米国(バーモント州))
51-23)	リン酸トリス(1-メチル-2-クロロエチル) (TCPP)	13674-84-5	○						○	[許容濃度: 非意図的含有1000ppm以下]	(米国(バーモント州))
51-24)	リン酸トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル) (TDCPP)	13674-87-8	○						○	[許容濃度: 非意図的含有1000ppm以下]	(米国(バーモント州))
51-25)	リン酸トリス(イソプロピルフェニル) PIP (3:1)	68937-41-7	○						○	[意図的使用禁止]	米国TSCA PBT規則
51-26)	その他の有機燐化合物 (その他の燃系難燃添加剤を含む)	-					○		○		

※3フタル酸エステル類

No.	物質名(フタル酸エステル類 No.60)	CAS No.	禁	全	期限	管	客			
60-1)	フタル酸ジブチル	84-74-2	○				○	○	製品主資材、包装材については使用禁止物質(合計で0.1wt%以下) 副資材については管理物質	REACH SVHC、RoSH2、PRTR(1-354) デンマーク・フタル酸エステル規制
60-2)	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	117-81-7	○				○	○		REACH SVHC、RoSH2、PRTR(1-355) デンマーク・フタル酸エステル規制
60-3)	フタル酸ブチルベンジル	85-68-7	○				○	○		REACH SVHC、RoSH2、PRTR(1-356) デンマーク・フタル酸エステル規制
60-4)	フタル酸ジイソニル	28553-12-0、 68515-48-0	○				○	○		
60-5)	フタル酸ジイソデシル	26761-40-0、 68515-49-1	○				○	○		
60-6)	フタル酸ジ-n-オクチル	117-84-0	○				○	○		
60-7)	フタル酸ビス(2-メトキシエチル)	117-82-8	○				○	○		REACH SVHC
60-8)	フタル酸ジ-n-ヘキシル	84-75-3	○				○	○		REACH SVHC
60-9)	フタル酸ジイソブチル	84-69-5	○				○	○		REACH SVHC、RoSH2 デンマーク・フタル酸エステル規制
60-10)	フタル酸ジイソヘプチル	71888-89-6	○				○	○		REACH SVHC
60-11)	フタル酸ヘプチルノニルウンデシル	68515-42-4	○				○	○		REACH SVHC
60-12)	フタル酸ジエチル	84-66-2	○				○	○		
60-13)	フタル酸ジメチル	131-11-3	○				○	○		
60-14)	1,2-ベンゼンジカルボン酸、ジC6-10アルキルエステル (0.3%以上のフタル酸ジヘキシルを含む)	68515-51-5 68648-93-1	○				○	○		REACH SVHC
60-15)	1,2-ベンゼンカルボン酸、ジベンチルエステル、分岐および直鎖	84777-06-0	○				○	○		REACH SVHC
60-16)	フタル酸ジイソペンチル(DIPP)	605-50-5	○				○	○		REACH SVHC
60-17)	フタル酸ジベンチル(DPP)	131-18-0	○				○	○		REACH SVHC
60-18)	N-ベンチル-イソペンチルフタル酸	776297-69-9	○				○	○		REACH SVHC
60-19)	フタル酸ジウンデシル(DuDP)	3648-20-2	○				○	○		
60-20)	フタル酸ジシクロヘキシル(DCHP)	84-61-7	○				○	○		REACH SVHC
60-21)	フタル酸ジイソデシル(DiHP)	68515-50-4	○				○	○		REACH SVHC

※4 PAHs(多環芳香炭化水素類)

No.	物質名(PAHs No.100)	CAS No.	禁	全	期	限	管	客			
100-1)	ナフタレン	91-20-3	○						○	[許容濃度:各1ppm未満、27物質合計で10ppm未満] (皮膚接触用途)	PRTR(1-302)
100-2)	アセナフテン	83-32-9	○						○		PRTR(1-15)
100-3)	アセナフチレン	208-96-8	○						○		
100-4)	フルオレン	86-73-7	○						○		
100-5)	フェナントレン	85-01-8	○						○		
100-6)	アントラセン	120-12-7	○						○		REACH SVHC、PRTR(1-32)
100-7)	フルオランテン	206-44-0	○						○		
100-8)	ヒレノ	129-00-0	○						○		
100-9)	クリセン	218-01-9	○						○		REACH SVHC
100-10)	ベンゾ[a]アントラセン	56-55-3	○						○		REACH SVHC
100-11)	ベンゾ[b]フルオランテン	205-99-2	○						○		
100-12)	ベンゾ[k]フルオランテン	207-08-9	○						○		
100-13)	インデノ[1,2,3-cd]ヒレノ	193-39-5	○						○		
100-14)	ジベンゾ[a,h]アントラセン	53-70-3	○						○		
100-15)	ベンゾ[g,h,i]ペリレン	191-24-2	○						○		REACH SVHC
100-16)	ベンゾ[a]ヒレノ	50-32-8	○						○		REACH SVHC
100-17)	ベンゾ[j]フルオランテン	205-82-3	○						○		
100-18)	ベンゾ[e]ヒレノ	192-97-2	○						○		
100-19)	ベンゾ[r,s,t]ベンタフェノ	189-55-9	○						○		
100-20)	ジベンゾ[a,h]アクリジノ	226-36-8	○						○		
100-21)	ジベンゾ[a,j]アクリジノ	224-42-0	○						○		
100-22)	ジベンゾ[a,e]フルオランテン	5385-75-1	○						○		
100-23)	ジベンゾ[a,e]ヒレノ	192-65-4	○						○		
100-24)	ジベンゾ[a,h]ヒレノ	189-64-0	○						○		
100-25)	ジベンゾ[a,i]ヒレノ	191-30-0	○						○		
100-26)	7H-ジベンゾ[c,g]カルバゾール	194-59-2	○						○		
100-27)	5-メチルクリセン	3697-24-3	○						○		

※5 PFHxS関連化合物

No.	物質名(PAHs No.100)	CAS No.	禁	全	期限	管	客		
126-1)	ペルフルオロヘキサン-1-スルホン酸	355-46-4	○					○	化審法 第一種特定化学物質
126-2)	アンモニウム＝トリデカフルオロヘキサン-1-スルホナート	68259-08-5	○					○	
126-3)	トリデカフルオロヘキサン-1-スルホン酸と2, 2'-イミノジエタノールの化合物(1:1)	70225-16-0	○					○	
126-4)	カリウム＝1, 1, 2, 2, 3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 6-トリデカフルオロヘキサン-1-スルホナート	3871-99-6	○					○	
126-5)	(4-[[4-(ジエチルアミノ)フェニル][4-(エチルアミノ)-1-ナフチル]メチリデン]シクロヘキサー2, 5-ジエン-1-イリデン)(ジエチル)アンモニウム＝トリデカフルオロヘキサン-1-スルホナート	1310480-24-0	○					○	

No.	物質名	化学物質番号 (CAS No.)	管理分類 ○:該当 △:顧客要請で該当							許容濃度及び適用限定	備 考	
			使用 禁止 物質	全 廃 物質	期 限		管 理 物 質	特 別 管 理 物 質	顧 客 要 求		使用禁止物質:購入(支給品及び指定品含む)、持ち込み、使用及び製品含有が不可の物質 全廃物質:指定期限までに全廃が必要な物質	
					年	月					*3	*1
126-6)	(4-[4-(ジメチルアミノ)フェニル][4-(エチルアミノ)-1-ナフチル]メチリデン]シクロヘキサ-2, 5-ジエン-1-イリデン)(ジメチル)アンモニウム=トリデカフルオロヘキサン-1-スルホナート	1310480-27-3	○							○	化審法 第一種特定化学物質	
126-7)	(4-{(4-アニリノ-1-ナフチル)[4-(ジメチルアミノ)フェニル]メチリデン]シクロヘキサ-2, 5-ジエン-1-イリデン)(ジメチル)アンモニウム=トリデカフルオロヘキサン-1-スルホナート	1310480-28-4	○							○	化審法 第一種特定化学物質	
126-8)	β-シクロデキストリンとトリデカフルオロヘキサン-1-スルホナートの化合物(1:1)	1329995-45-0	○							○	化審法 第一種特定化学物質	
126-9)	γ-シクロデキストリン=モノ(1, 1, 2, 2, 3, 3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 6-トリデカフルオロヘキサン-1-スルホ	1329995-69-8	○							○	化審法 第一種特定化学物質	
126-10)	トリフェニルスホニウム=トリデカフルオロヘキサン-1-スルホナート	144116-10-9	○							○	化審法 第一種特定化学物質	
126-11)	1-(カルボキシメチル)-4-(2-[4-[4-(2, 2-ジフェニルビニル)フェニル]-1, 2, 3, 3a, 4, 8b-ヘキサヒドロシクロペンタ[b]インドール-7-イル]ビニル)キノリン-1-イウム=トリデカフルオロヘキサン-1-スルホ	1462414-59-0	○							○	化審法 第一種特定化学物質	
126-12)	ジフェニルヨードニウム=トリデカフルオロヘキサン-1-スルホナート	153443-35-7	○							○	化審法 第一種特定化学物質	
126-13)	テトラメチルアンモニウム=トリデカフルオロヘキサン-1-スルホナート	189274-31-5	○							○	化審法 第一種特定化学物質	
126-14)	2-メチルプロパン-2-アミンとトリデカフルオロヘキサン-1-スルホン酸の化合物(1:1)	202189-84-2	○							○	化審法 第一種特定化学物質	
126-15)	ビス(4-tert-ブチルフェニル)ヨードニウム=トリデカフルオロヘキサン-1-スルホナート	213740-81-9	○							○	化審法 第一種特定化学物質	
126-16)	フェニル(ジ-p-トリル)スルホニウム=トリデカフルオロヘキサン-1-スルホナート	341548-85-4	○							○	[意図的使用禁止] ・はっ水性能又ははっ油性能を与えるための処理をした生地 ・金属の加工に使用するエッチング剤 ・半導体の製造に使用するエッチング剤 ・メッキ用の表面処理剤及びその調製添加剤 ・半導体の製造に使用する反射防止剤 ・半導体用のレジスト ・はっ水剤、はっ油剤及び繊維保護剤 ・消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 ・はっ水性能又ははっ油性能を与えるための処理をした衣服 ・はっ水性能又ははっ油性能を与えるための処理をした床敷物	
126-17)	スカンジウム=トリス(トリデカフルオロヘキサン-1-スルホナート)	350836-93-0	○							○	化審法 第一種特定化学物質	
126-18)	ネオジム=トリス(トリデカフルオロヘキサン-1-スルホナート)	41184-65-0	○							○	化審法 第一種特定化学物質	
126-19)	イットリウム=トリス(トリデカフルオロヘキサン-1-スルホナート)	41242-12-0	○							○	化審法 第一種特定化学物質	
126-20)	S, S, S', S'-テトラフェニル[スルファンジイルビス(4, 1-フェニレン)]ビス(スルホニウム)=ビス(トリデカフルオロヘキサン-1-スルホナート)	421555-73-9	○							○	化審法 第一種特定化学物質	
126-21)	ビス(4-tert-ペンチルフェニル)ヨードニウム=トリデカフルオロ-1-ヘキサンスルホナート	421555-74-0	○							○	化審法 第一種特定化学物質	
126-22)	トリス(4-tert-ブチルフェニル)スルホニウム=トリデカフルオロヘキサン-1-スルホナート	425670-70-8	○							○	化審法 第一種特定化学物質	
126-23)	リチウム=1, 1, 2, 2, 3, 3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 6-トリデカフルオロヘキサン-1-スルホナート	55120-77-9	○							○	化審法 第一種特定化学物質	
126-24)	亜鉛=ビス(トリデカフルオロヘキサン-1-スルホナート)	70136-72-0	○							○	化審法 第一種特定化学物質	
126-25)	トリデカフルオロヘキサン-1-スルホン酸とトリエチルアミンの化合物(1:1)	72033-41-1	○							○	化審法 第一種特定化学物質	
126-26)	ナトリウム=1, 1, 2, 2, 3, 3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 6-トリデカフルオロヘキサン-1-スルホナート	82382-12-5	○							○	化審法 第一種特定化学物質	
126-27)	ビス(tert-ブチルフェニル)ヨードニウム=トリデカフルオロヘキサン-1-スルホナート	866621-50-3	○							○	化審法 第一種特定化学物質	
126-28)	ジフェニル(p-トリル)スルホニウム=トリデカフルオロヘキサン-1-スルホナート	910606-39-2	○							○	化審法 第一種特定化学物質	
126-29)	[4-(メタクリロイルオキシ)フェニル](ジフェニル)スルホニウム=トリデカフルオロヘキサン-1-スルホナート	911027-68-4	○							○	化審法 第一種特定化学物質	
126-30)	2-エチル-2-アダマンチル=メタクリラート・3-ヒドロキシ-1-アダマンチル=メタクリラート・[4-(メタクリロイルオキシ)フェニル](ジフェニル)スルホニウム=トリデカフルオロヘキサン-1-スルホナート・2-オキソオキソラン-3-イル=メタクリラート重合物	911027-69-5	○							○	化審法 第一種特定化学物質	
126-31)	セシウム=トリデカフルオロヘキサン-1-スルホナート	92011-17-1	○							○	化審法 第一種特定化学物質	
126-32)	19-(4-tert-ブチルフェニル)-4a, 6, 7, 9, 10, 12, 13, 19a-オクタヒドロジベンゾ[k, n][1, 4, 7, 10, 13]テトラオキサチアシクロペンタデシン-19-イウム=トリデカフルオロヘキサン-1-スルホナート	928049-42-7	○							○	化審法 第一種特定化学物質	
126-33)	ピロリジンとトリデカフルオロヘキサン-1-スルホン酸の化合物(1:1)	1187817-57-7	○							○	化審法 第一種特定化学物質	
126-34)	テトラエチルアンモニウム=トリデカフルオロヘキサン-1-スルホナート	108427-55-0	○							○	化審法 第一種特定化学物質	
126-35)	テトラブチルアンモニウム=トリデカフルオロヘキサン-1-スルホナート	108427-54-9	○							○	化審法 第一種特定化学物質	
126-36)	ベンジル(トリフェニル)ホスホニウム=トリデカフルオロヘキサン-1-スルホナート	1000597-52-3	○							○	化審法 第一種特定化学物質	
126-37)	ガリウム=トリス(トリデカフルオロヘキサン-1-スルホナート)	341035-71-0	○							○	化審法 第一種特定化学物質	